

第3章

E U

内国民待遇	
オランダにおける臭素系難燃剤 FR 720 の製造・輸入・使用禁止措置	108
関税	
(1) 高関税品目等	108
(2) 分類問題	109
アンチ・ダンピング	
(1) 課税対象範囲の問題（テレビカメラシステムについての AD 課税）	110
(2) ゼロイング	110
(3) 損害の認定	111
セーフガード	
鉄鋼製品に対するセーフガード措置	113
基準・認証制度	
(1) 廃電気電子機器指令（WEEE）、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）及び廃電池指令改正案	114
(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令（EuP）案	115
(3) 化学品規制（REACH）	115
サービス貿易	
オーディオ・ビジュアル（AV）	117
地域統合	
(1) 譲許税率の引き上げ	117
(2) ポーランドの自動車関税引上げ	118
(3) AD 措置の自動的拡大	119

内国民待遇

オランダにおける臭素系難燃剤 FR 720 の製造・輸入・使用禁止措置

<措置の概要>

2002 年 3 月、オランダ政府は、臭素系難燃剤である FR 720 及び FR 720 を含む製品について、製造、輸入、使用等を暫定的に 1 年間禁止する規則を制定し、経過期間を置かず即時施行した(本措置は、EU 域内の規制とは無関係にオランダ独自で採ったものである)。

<国際ルール上の問題点>

本措置に関するオランダ政府との交渉において、オランダ政府は、FR 720 の性状に関する科学的知見が一般に存在しないにもかかわらず、十分なリスクアセスメントを行わないまま、専ら臭素系難燃剤 TBBPA との化学構造の類似性を根拠に毒性を推定し、措置を発動したことを自認していた。

有害性やリスクが一般に広く認知されているとは言えない FR 720 の場合、FR 720 を含む製品と含まない製品は「同種の製品」と考え得る。このため、本措置は、内外の同種の産品を差別して取り扱うものとして、ガット 3 条 4 項(内国民待遇)に抵触するおそれが高い。また、本措置に基づく FR 720 の輸入禁止は、ガット 11 条 1 項(数量制限の一般的禁止)に抵触するおそれもある。なお、オランダ政府は化学物質の固有の性状に健康影響又は環境被害が発生すると予見するに足る科学的根拠を示さず、十分なリスクアセスメントも行わないままに、輸入・使用等の禁止という最も貿易制限的な措置をとっており、ガット 20 条の一般的例外の一項目である(b)「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」として正当化すること

は困難と考えられる。

<最近の動き>

以上の点から、我が国は、本措置について即時撤廃すべきものとしてオランダ政府に申し入れを行ってきたが、2003 年 2 月末、オランダ政府は当該措置の延長は行わない旨発表し、これを撤廃した。本措置の撤廃は評価出来る。

関 税

(1) 高関税品目等

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は 3.9 % であるが、トラックの関税率は 22 %、乗用車の関税率は 10 % と高水準のまま残っており、また、家電(最高 14 %)、繊維(最高 12 %) 分野の関税率は他の先進国に比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて著しく厳しい競争条件にさらされている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハラウンドにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところ。

(2) 分類問題

エレクトロニクス製品と ITA (Information Technology Agreement: 情報技術協定) 対象製品との境界がなくなってきている状況下で、家電製品に対する 14 % にも達する高い関税を残存させていることは、関税分類の恣意的な適用問題を惹起している。

① デジタル複合機の関税分類

< 措置の概要 >

デジタル複合機 (プリンタ、コピー、スキャナー、ファックス等の機能を複合化しネットワークにつなげて使用することを前提としたデジタル多機能機) は、コンピュータとの接続による出力を主要な機能とした情報機器であり、本来 HS コード 8471 (コンピュータの周辺機器) に分類され関税は 0 % であるべきであると考えられる。しかしながら、EU は HS 9009 (アナログ式の複写機) に分類し 6 % の関税を賦課している。尚、日本及び米国ではデジタル複合機は HS 8471 に分類され、関税は 0 % である。

< 国際ルール上の問題点 >

デジタル複合機は新製品でありどこに分類すべきか国際的なコンセンサスが得られていないため、新製品の関税分類を決定する WCO (世界税関機構) の HS 委員会において議論がなされているところであるが、デジタル複合機の上記機能に着目するとともに、HS コード 8471 (コンピュータの周辺機器) に分類することが期待される。

< 最近の動き >

本件は 98 年にブラジルより WCO に問題提起があって以来、議論が継続されている。2001 年 5 月に行われた投票では HS 8471 に分類することが多数となったが、反対国が留保権を行

使し議論継続となり、2002 年 11 月に行われた投票では HS 9009 に分類されることが多数となったが、反対国が留保権を行使し議論が再び継続されることとなった。2003 年 11 月に行われた第 3 回目の投票では、我が国は広範な説得努力を行ったが結果は同票となったため、HS コードの 2007 年改正の議論の中で整理されることとなった。

我が国としては、2007 年の改正を待つことなく、EU がデジタル複合機を HS 8471 に適正に分類し、各国税関での改善措置が取られることを引き続き要望していくこととしている。また、ITA は IT 製品の関税撤廃を目的として参加国間で合意された協定であるところ、プリンタ、スキャナー、ファックスなど既に ITA の対象となっている機能を複合化し、より高度に IT 化した製品が ITA の対象とされないのは ITA の目的に合致しない。従って、ITA 対象品目に明確に含まれるよう、ITA 品目の拡大も視野に入れて交渉していくこととする。

② デジタル・ビデオ・カメラ (カムコーダー) の分類問題

< 措置の概要 >

EU の関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく外部機器からの信号も録画可能なビデオ・カメラと不可能なビデオ・カメラを区別して、それぞれ 14 % と 4.9 % という異なる関税率を設定しており、EU は 2001 年 7 月の官報にて、外部機器からの録画が「潜在的に可能である」モデルについても 14 % の関税を課すとの発表を行っている。この分野に関し、一部 EU 加盟国では、事後的に輸入申告は誤りであったとして一部の輸入品につき事実上分類を変更し、過去 3 年分の関税未納額を徴収する旨通知している。

＜国際ルール上の問題点＞

本件は、WTO 上の議許の問題ではないが、上記のような不当な関税率の変更は事業者の予見可能性を著しく害し、公正な取引を阻害するものといえる。

＜最近の動き＞

本件については、2003 年 11 月に行われた日 EU 規制改革対話においても、我が国より EU に対する優先要望として取り上げたにも関わらず、一部加盟国が追徴請求を行った。

今後も各加盟国により関税追徴されないとの確認が得られていないため、我が国としては、関税の遡及徴収する旨の通知の撤回を引き続き要求し、EU レベルでの問題解決を求めていく必要がある。

アンチ・ダンピング

AD 分野は、EU においても隠れた保護主義が見られる分野である。EU の現行 AD 規則では AD 協定を踏まえた改正も見られ、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果が見られる。しかし、これまで濫用的な運用が慣行化していた問題点については、文言上明らかな協定違反がないとしても裁量の中で温存されるおそれがある。特に EU の現行規則では、米国に比べて当局の裁量にゆだねられる部分が大きく、過去の運用が是正されるかどうかが判然としない側面（例えば、正常価額と輸出価格の非対称的な価格比較や Duty as a cost の取り扱い等）があるため、今後協定整合的に運用されるかを注視していくことが重要である。

(1) 課税対象範囲の問題（テレビカメラシステムについての AD 課税）

＜措置の概要＞

EU は、1994 年 4 月、日本製放送用テレビカメラシステムに関する AD 措置について最終クロ決定を行った。その後、EU は、非放送用のプロフェッショナルカメラについては AD 課税の適用除外として認定したにもかかわらず、除外認定告知日や除外申請日等を基準としてそれ以前に通関した分について、AD 税を徴収していた。

＜国際ルール上の問題点＞

当該 AD 措置の対象となるカメラは放送用カメラであって、放送用として使用できないプロフェッショナルカメラは AD 税の適用除外となっている。放送用として使用できないことが判断され、AD 税の適用除外とされたプロフェッショナルカメラを、AD 税の対象とすることは、AD 協定上の正当な手続きを踏んでおらず問題である。

＜最近の動き＞

我が国は、2003 年 3 月に行われた日 EU 規制改革対話において、AD 課税の対象から除外すると認定された製品に対しては、その告知日に拘らず徴税しないよう EU 側に申し入れた。さらに、プロフェッショナルカメラを AD 課税の対象としたことを撤回する要望書を 2003 年 11 月、EU 側に提出した。

(2) ゼロイング

＜措置の概要＞

EU は、調査対象産品をいくつかのタイプに分類し、その際、あるタイプの製品について輸出価格が国内価格より高い場合、この差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的

に高く算出する方法を用いてきた。(米国も同様、図表・米－3 参照)

<国際ルール上の問題点>

WTO・上級委(2001年3月)は、EUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置におけるゼロイング手法は、AD協定2.4.2条において、ダンピングの価格差の存在は、通常、加重平均によって定められた正常価額と「比較可能なすべての」輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として認定されると規定されているにもかかわらず、調査対象産品をいくつかのタイプに分類し、ある一部のタイプの製品についてのみ、比較し、ゼロイングを行ったうえで、ダンピングの価格差の存在を認定したことは、AD協定2条違反であると判断した。

<最近の動き>

上記上級委の判断を受け、EUは、既に講じているAD措置のうち、上記、ゼロイング手法をダンピング・マージン算出の際に利用した措置のレビューを利害関係者の求めに応じて行う旨の通知を同年5月に行った。しかしながら、EUは、AD協定第2.4.2条に規定された3つの比較方法(①正常価額の加重平均と輸出価格の加重平均との比較、②個々の取引における正常価額と輸出価格の比較、③正常価額の加重平均と個々の輸出取引価格との比較)のうち、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均との比較を行う方法については、ゼロイングを禁止したものの、他の2つの方法(個々の取引における正常価額一個々の取引における輸出価格、正常価額の加重平均一個々の輸出取引の輸出価格)については依然としてゼロイング手法の必要性を主張する等、ゼロイングの全面禁止には至っていない。

我が国は、WTO・ルール交渉の場において、

EUが引き続き採用しているゼロイング手法を含めて、全てのゼロイング手法を禁止する旨、AD協定に明記するよう同協定の改正提案を行ったが、これに対し、ECは、ゼロイングを全て禁止するとAD協定第2.4.2条に規定されている第3の比較方法(国内通常価格の加重平均と個別の輸出取引価格の比較)の存在意義がなくなってしまうと懸念表明した。EUとしては、依然として、WTO違反と認定された比較方法以外でのゼロイング手法の適用を支持しているものとみられる。

(3) 損害の認定

<措置の概要>

EUは、実際にAD調査が行われなかった輸出企業からの輸入についても、ダンピングと認定された調査対象国からの輸入であれば、全ての輸入量をダンピング輸入と見なし、損害の認定を行っている。

<国際ルール上の問題点>

AD調査においては、個々の知られている輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる産品のダンピングの価格差を個別に決定することが原則とされている。

関係する輸出者、生産者、輸入者の数若しくは産品の種類の数が増えるほどダンピングの価格差を個別に決定できないほど多い場合には、調査の対象を合理的な数の利害関係を有する者若しくは産品に制限し、若しくは、関係国からの輸出量のうち、合理的に調査することができる範囲で最大の量に制限することができるとされている(AD協定第6.10条)ため、調査対象企業を制限すること自体を協定違反であるとは言えない。他方、調査対象から外れた輸出企業からの輸入についても、ダンピングと認定された調査対象国からの輸入であれば全ての輸入量をダン

ピング輸入と見なし、損害の認定を行っているのは、(ア)損害の認定は、実質的証拠に基づいて行われるものとされているAD協定第3.1条に違反する可能性があり、また、(イ)ダンピング輸入量を過大に評価している可能性があることから、ダンピング輸入の量と輸入加盟国の生産若しくは消費量及び価格に与える影響の検討を義務づけたAD協定第3.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

EUは、インド製ベッドリネンに対するAD調査において、上述（措置の概要）の手続きに基づいて損害認定を行った。これに対し、インドは、個別調査されなかったインドの輸出・製造業者の輸出の全てをダンピングと認定したのは、AD協定3.1及び3.2条に違反しているとして、WTO・パネルに訴えた(2002年5月)。同年11月のパネル報告は、(ア)AD協定第3.1条及び3.2条にはダンピング輸入量の決定に関するガイダンスが示されていないこと及び同協定第6.10条においてAD調査においてサンプリング手法を適用することが認められていることから、サンプル外の業者の輸入量を認定することは義務づけられておらず、また、(イ)同協定第9.4条が個別にダンピング認定されていない者からの輸入に対するAD税賦課を認めていることは、必然的に、個別にダンピング認定されていない者からの輸入が同協定第3.1条及び3.2条における「ダンピング輸入」とみなされることを意味したものであるとし、インド側の主張を斥けた。

インドは、2002年11月のパネル報告と同時に上訴したことに伴い、我が国は、上級委員会に第三国参加し、本件にかかるEUの損害認定は、AD協定に違反していると主張した。我が国が主張した概要は以下のとおり。

① 9.4条における現在完了形による表現（“[w]hen the authorities have been limited…”），“the authorities shall apply individual duties…to imports from any exporter or producer…who has provided the necessary information during the course of the investigation”）は、第9.4条の適用が、AD協定第2条及び3条によるダンピングの決定、損害の認定、及び両者の因果関係の立証のそれぞれが既に行われていることが前提として、規定されたものである。

② AD協定第9条の表題は、「ダンピング防止税の賦課及び徴収」であり、また、9条全体の原理・原則を示している第9.1条において「ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にAD税を賦課するかしないかの決定は…当局によって行われる。」と規定されていることから、AD協定第9条は、「ダンピング防止税の賦課及び徴収」を規定しているものであり、よって、AD協定第9条が、AD協定第2条及び3条による、ダンピングの決定、損害の認定、及び両者の因果関係の立証に影響を与えるものではないと主張。

③ 従って、AD協定第9.4条が個別にダンピング認定されていない者からの輸入に対するAD税賦課を認めていることを根拠に個別にダンピング認定されていない者からの輸入が同協定第3.1条及び3.2条における「ダンピング輸入」とみなされることを意味したものであると判断したパネルの判断は誤りである。

上記の論点について、2003年4月に公表された上級委員会報告書は、

① 「個別調査されなかった業者の輸入につ

いての取り扱いに関し、AD 協定第 9.1 条及び 9.4 条において、「要件が満たされた場合」、「制限された場合」と現在完了形が使われていることから、賦課の問題と要件の問題は別であり、後者が前者に先行しなければならない。

- ② 相互の引用がないことから、9.4 条は、3.1 条及び 3.2 条の「ダンピング輸入量」の解釈において関連しない。
- ③ さらに 9.4 条は、9.3 条の原則からの例外であり、3.1 条及び 3.2 条の解釈について、9.4 条に依拠することはできない。

と判断し、我が国の主張を認める判断を示し、EU の措置は 3.1 条及び 3.2 条に整合しているとしたパネルの判断を取り消した。

2003 年 4 月の DSB 会合において、上級委員会報告書が採択されたことに伴い、今後の EU の運用を注視していく。

セーフガード

鉄鋼製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

2002 年 3 月、EU は、主として米国が同月にとった鉄鋼セーフガード措置発動による貿易転換 (diversion、米国市場から閉め出された輸出の EU への流入) を防止するため、薄板類や条鋼類など鉄鋼製品 15 品目に対する暫定セーフガード措置を 3 月 29 日から 9 月 28 日までの 6 か月間 (183 日間) 発動した。なお措置の内容としては、各品目毎に輸入数量割当 (1998 年～2001 年の輸入量の平均+10%) を設定し、その割り当てを越えた場合には、追加関税を賦課するというものであった。また、同年 3 月 29 日に、鉄鋼製品 21 品目に対し調査を開始し、9 月 29 日から、うち 7 品種 (①炭素鋼熱延鋼帯、②

炭素鋼熱延鋼板(切板)、③炭素鋼熱延狭幅帯鋼、④合金鋼熱延鋼板類、⑤冷延鋼板、⑥フィッティング、⑦フランジ)を対象として、2 年半という期間で、確定措置を発動した。

<国際ルール上の問題点>

セーフガード協定においては、暫定 (注 1) 及び確定双方のセーフガード措置について、実体的・手続的要件が定められているところ、EU による措置のうち、特に暫定措置は、米国セーフガード措置により予想される貿易転換の予防的措置として発動されたため、協定上の要件充足性に関して疑義があると考えられていた。

<最近の動き>

EU の鉄鋼セーフガード措置は、米国の鉄鋼製品 14 品目に対するセーフガード措置発動を契機にとられた措置であるとの側面がある。事実、2002 年 3 月 5 日の米国の鉄鋼製品 14 品目に対するセーフガード措置発動に係る大統領決定の発表の翌 6 日には、一部欧州加盟国より、欧州委員会に対して、暫定セーフガード措置の発動及び確定セーフガード措置に関する調査開始について要請がなされた。その後、米国の措置は 3 月 20 日に発動されたが約 1 週間後の 3 月 29 日、EU は、薄板類や条鋼類など鉄鋼製品 15 品目に対する暫定セーフガード措置を 6 か月の期間で発動した。また、3 月 28 日には、EU は暫定措置対象の 15 品目を含む 21 品目についてセーフガード協定上の調査を開始した。

その後 EU は、2002 年 9 月 29 日より、同年 3 月末より行われてきた調査結果を踏まえて、非合金鋼熱延帯鋼、冷延鋼板など 7 品目を対象に、暫定措置期間もあわせて 3 年間の確定セーフガード措置を発動した (ブリキ、厚板、鉄筋用棒鋼の 3 品目については、措置発動に関する決定を留保し、2003 年 2 月まで調査期間を延長し

た)。

我が国としては、このような EU のセーフガード措置は、米国の措置を契機とした鉄鋼貿易における保護主義の世界的拡散につながるものであるとの認識に立ち、暫定セーフガード措置に関するセーフガード協定 12 条 4 項に基づく協議(注 2)、確定措置に関するセーフガード協定 12 条 3 項に基づく協議などを通じて、それぞれの措置に関して WTO 協定との整合性上の疑義を指摘し、EU 側と情報・意見交換を行った。また、確定措置の発動が EU 内で正式に決定された 2002 年 9 月 27 日には、経済産業大臣談話を発出し、当該措置により、保護主義的な動きが助長されることへの懸念を表明した。その後我が国は、EU 政府に対し累次に亘り当該措置の撤廃を求めてきたところであるが、2003 年 12 月 5 日付けで米国の鉄鋼セーフガード措置が撤廃されたことを受けて、同日付けをもって、EU は、当該措置を撤廃した。(関連コラム・第 II 部 第 7 章「鉄鋼セーフガード問題について」も参照されたい)。

基準・認証制度

(1) 廃電気電子機器指令(WEEE)、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)及び廃電池指令改正案

<措置の概要>

2003 年 2 月に発効した EU の廃電気電子機器指令(WEEE)及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)は、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等を目的に含有成分規制として鉛、水銀、カドミウム等の使用を規制し(Substance Ban)、また、同時に殆どすべての電気電子機器の回収・リサ

イクル義務を規定するものである。

一方、2003 年 11 月に欧州委員会で採択された EU 域内市場で販売されるすべての電池の回収とリサイクルを義務付ける指令案では、電池の焼却や埋め立てを回避する加盟国の電池回収・リサイクル制度に関する最低限の基準が提示されている。

<国際ルール上の問題点>

2000 年 6 月に欧州委員会で採択された WEEE 及び RoHS の両指令案の段階では、一部除外規定はあるものの、指定物質による一律的な規制となっている点について、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性があった(TBT 協定第 2.2 条)ため、我が国を含め、関心国が TBT 委員会にて懸念を表明してきたが、最終的に成立した両指令は、これまで我が国が示して来た懸念を概ね考慮したものとなった。

今後は、両指令を基に、EU 域内各国が国内法を整備していくことになるが、WEEE については、各国にかなりの自由裁量権があること、また、RoHS については、現在、技術適用委員会(TAC: Technical Adaptation Committee)で議論されているが、閾値などの詳細が未定となっていること等の懸念材料があり、引き続き注視が必要である。

廃電池指令改正案については、当初案に含まれていたニカド電池の使用禁止に関する規定は、ニカド電池には他の電池では代替不可能な領域が含まれている等の我が方からの指摘を踏まえ、最終案からは削除されているが、一次電池(アルカリ電池やマンガン電池等の使い捨て電池)の回収・リサイクルの規制等が必要である以上に貿易制限的にならぬよう、引き続き注視が必要である。

＜最近の動き＞

本年2月の日EU規制改革対話において、我が方の懸念を伝えたところである。

(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 (EuP)案

＜措置の概要＞

2003年8月1日、欧州委員会は、以前より検討してきた「電気・電子機器のエコデザイン指令案」と「最終使用製品のエネルギー効率化指令案」を一本化した形で、「エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組みを設けることに関する欧州議会及び理事会指令案」(EuP (Energy-using Products) 指令案)を採択した。(本指令案は、欧州議会及び理事会での審議を経て、早ければ2004年後半から2005年始めにも最終採択される見込みであり、その後、各国実施法の制定に1年程度かかることが予想されることから、欧州委員会では、2006年初めからの加盟国による実施を目指している。)

本指令案は、製品・機器の分野に横断的な事項等を定める「枠組み指令」に関するものであり、個別の製品・機器に対する具体的な規制内容は、本指令案が採択された後に、「実施対策指令」として順次採択されていくこととなる。実施対策指令では、対象となる製品に応じて、①ライフサイクル全体にわたる環境側面のアセスメントの実施を含む、あらゆる環境側面を考慮した環境性能向上に関するエコデザイン要求(包括的なエコデザイン要求)、②ライフサイクルの諸段階で特定の環境側面に着目したエコデザイン要求(特定のエコデザイン要求)(例えば電気製品使用時のエネルギー効率等)の、何れか又は両方が当該製品に対する具体的な規制内容(エコデザイン要求)として規定される見込

みである。

なお、本指令案の対象となる「エネルギー使用製品」には、エネルギー(電気、化石燃料(石油・ガス)、再生可能燃料)の投入により機能するあらゆる製品に加え、エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能が評価できるものも含まれる。ただし、自動車を含む陸輸送機器(陸上・海上・航空)は、既存の法令や自主規制で十分取り組みが進んでいるとの理由により対象外となっている。

＜国際ルール上の問題点＞

EU域内企業に比し域外企業が不利に扱われることとならぬよう、将来の実施対策指令の策定に当たって域外事業者の意見が正当に反映されることが、枠組み指令の段階で明確に担保される必要がある。

＜最近の動き＞

今後、日EU規制改革対話補足要望書をEUに提示し、本規制が貿易制限的にならないこと、具体的指標導入の際に十分な透明性が確保されること等を要請する予定である。

(3) 化学品規制 (REACH)

＜措置の概要＞

欧州委員会は、2001年2月、化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする「今後の化学品政策の戦略」を発表し、2003年5月には、従来の世界の化学品規制に比べ基本的な構造が大きく異なる新たな化学品規制(REACH: Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)案を公表した。その後のインターネット・コンサルテーションで世界各国から寄せられたコメントを踏まえて当該案は修正され、2003年10月29日に欧州委員会としての最終

案が採択された。本規制案は同年 11 月に欧州議会、欧州理事会に提出され、法制化手続が進められている。

この規制案の特徴は、以下の点にまとめられる。

- ① 現行の既存化学物質と新規化学物質の規制体系を共通化し、事業者当たり年間累計 1 トン以上製造又は輸入される化学物質に対し、登録を義務付ける。さらに、年間累計 10 トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性評価書の作成を義務付ける。
- ② 従来、行政府が担ってきた既存化学物質のリスク評価の責務を、産業界に課す。
- ③ リスク評価を化学物質の製造者・輸入者だけでなく、その需要業界にも義務付ける。
- ④ 一定の条件の下で、有害性を有する一定の化学物質を含有している成形品（article）についても登録を義務付ける。
- ⑤ 加盟国当局が登録内容を評価し、登録者に追加の試験や情報の提出を要求できるようにする。
- ⑥ 発がん性などの懸念が極めて高い一定の化学物質については、個々の用途毎に市場への供給を認可するシステムを導入する（産業界においてリスクが極めて小さいこと等が証明できない限り、市場への供給が禁止される）。

<国際ルール上の問題点>

本規制案については、人の健康・環境の保護という理念については理解できるものの、目的の達成のために必要である以上に過剰な義務が課されるおそれがある点、輸入品に不利な待遇を与えるおそれがある点等の問題点がある。特に、成形品（article）に含まれる化学物質の取扱を定める条文（第 6 条）には一般的、抽象的な表現が多用されており、運用次第では必要以上に貿易制限的な効果を持つおそれがある。

我が国を含めた他国の制度においても、成形品に係る規制は実施されているが、対象となる成形品を限定し過剰な負担とならないように配慮している。これに対し、本規制案では成形品単位での限定は行われておらず、規制の対象となる化学物質が多数にのぼることから、他国の制度に比べ輸入業者に対して大きな負担を課すものであり、結果として必要以上に貿易制限的となるおそれがある（TBT 協定第 2.2 条）。特に、第 6 条第 2 項（届出）に規定されている「含有化学物質が放出される可能性があることを製造者又は輸入者が知っていること又は知らされていること」という要件は、製造者又は輸入者の主観面を要件とし、外形的な確認が難しいという点において客観性を欠き、不明確であり、仮に、届出義務が罰則で担保される場合には、製造業者又は輸入業者に対し、予防的な届出を強いる可能性があることが懸念される。

さらに、第 6 条では、成形品の含有化学物質が「上流企業によって既に登録されている」場合、登録の適用除外を認めているが、この適用除外規定の対象となるのは事実上域内製造業者に限られている。同一の含有化学物質であっても、域内製造業者が用いる場合には登録が不要となるのに対し、輸入業者の場合にはその負担において新規に登録を行わなければならないケースが発生することから、当該規定が域内製造業者に比し輸入業者に対して過剰な負担を課すおそれがある（GATT 第 3 条 4 項：内国民待遇原則）。

<最近の動き>

本規制案に対しては、2003 年 7 月のインターネット・コンサルテーション等の機会において日本政府としての意見を提出するとともに、同年 11 月の TBT 委員会や本年 2 月の日 EU 規制改革対話等の政府間交渉といった様々な機会

に懸念を表明してきている。また、APEC の化学ダイアログでも度々議論が行われてきている。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル (AV)

<措置の概要>

EU は、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境のないテレビ指令」89.552. EEC (修正指令 97.36.EC) により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めている (ただし、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く)。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも 60 % を欧州制作分としなければならず、また、仏語放送を全体の 40 % 以上としなければならぬと規定している (1992 年 1 月 18 日の政令 NO. 86-1067)。

<国際ルール上の問題点>

EU は AV 分野について一切の約束をせず、あわせて MFN 例外登録も行っているため、上記措置が WTO 協定違反とはいえない。しかしながら、サービス協定は全てのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取り組みが望まれる。

なお、MFN は、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の一つであり、WTO 協定における基本原則である。MFN 免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN 免除は時限的なもので、原則として 1

0 年を超えてはならないとしている。

<最近の動き>

欧州委員会は 2003 年 12 月 15 日、「オーディオビジュアル部門の欧州法規に関する政策の今後 [COM (2003) 784]」と題されたコミュニケーションを採択した。

同文書は、今後の行動分野を特定するための「国境なきテレビ指令」に関する広範囲な公聴や、加盟国との討議に基づくもので、2 段階のアプローチを提案している。まず、テレビにおける広告に関する規則、未成年の保護に関する規則について、2004 年第 1 四半期に新たなイニシアチブがとられる。「国境なきテレビ指令」の改訂のための指令案を準備するため、その他のより慎重な検討を要する問題に関しては、2004 年に専門家への諮問や、外部の機関への調査の委託が行われる。2005 年には、同指令の実施に関する欧州委員会の第 5 次レポートが提出される予定で、諮問や調査の結果を踏まえ、指令案が提出されるとすると、2005 年となる可能性が高い。

我が国は WTO サービス交渉において、EU の自由化約束レベルの向上を求めている。

地域統合

(1) 譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

1995 年 1 月 1 日の EU 拡大に伴い、新規加盟 3 か国 (オーストリア、フィンランド、スウェーデン) の関税率は EU の共通関税に置き換えられ、その結果、半導体、コンピュータ、輸送機器等の一部品目の関税が引き上げられたので、我が国は EU との間でガット第 24 条 6 項に基づく交渉を行った。その結果、EU 側は、鉱工

業品について UR 合意に基づき 1997 年に適用される譲許税率を 1996 年に前倒し適用するとともに、半導体、フィルム等について UR 合意の前倒しあるいは最終譲許税率の引下げを行うこととなった。第 28 条 1 項に照らせば、原則として譲許税率を引き上げるに当たっては事前に関係国と交渉を終了させ、その結果を譲許表に反映させる必要がある。しかし、本件において、EU は米国等一部の国を除く WTO 加盟国と何らの事前の交渉を行うことなく新規加盟国における譲許税率の引き上げを行ったため、対 EU 輸出企業等は、約 1 年間にわたり一方的に引き上げられた関税の徴収をされるという損害を被った。

＜国際ルール上の問題点＞

EU 拡大時における一方的な関税の引き上げは、譲許税率を超えて関税を引き上げる場合にはガット第 28 条に定める補償的調整を義務づけているガット第 24 条 6 項に整合的でない。

＜最近の動き＞

2004 年 5 月に予定されている EU の東方拡大（ポーランド、チェコ、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、エストニア、スロバキア、スロベニア、キプロス、マルタの 10 か国が新たに加盟）に際しては、全体としての関税率は引き下がるものの、一部自動車や家電等で関税の引き上げが見込まれる。我が国は 2003 年 7 月から数回にわたり本件に関する非公式協議を EU 側と行い、24 条 6 項に定める交渉の早期開始とその交渉のベースとなる EU 拡大後の譲許表及び関連データの通報を行うよう繰り返し EU 側に働きかけてきたところ。

EU は、2004 年 2 月になって、ようやく EU 拡大後の譲許表等を WTO 事務局に通報したところ、今後、2004 年 5 月の EU 拡大までの問題

解決に向けて交渉を行っていく必要がある。

(2) ポーランドの自動車関税引上げ ＜措置の概要＞

ポーランドは、EU－ポーランド連合協定の暫定協定発効（1992 年 3 月）の 2 カ月前に、自動車の輸入関税（非譲許）を 15 % から 35 % に引き上げ、EU 域内産自動車に対しては、段階的な関税引き下げ（1994 年以降段階的引き下げ、1998 年 20 %、1999 年 15 %、2002 年に 0 %）及び約 3 万台の輸入無税枠を設定（1993 年 1 月導入、毎年枠を拡大）する一方、域外産自動車については 35 % の関税を一律に賦課している。

＜国際ルール上の問題点＞

このように暫定協定締結時に近接して関税が引き上げられたことは、ガット第 24 条 5 項「関税は自由貿易協定締結の前より高度になってはならない」の規定に違反する疑いがある。本暫定協定発効の時点では関税は既に引き上げられていることから、ガット第 24 条 5 項(b)の規定には違反しないと主張も理解できるが、本件関税引き上げが本暫定協定の署名（1991 年 12 月）後に行われていることからみて本件関税引き上げは本暫定協定締結に伴ったものであるととらえる方が自然であり、またこのような主張を認めれば脱法行為の容認につながりかねない。

さらに EU と中東欧諸国間の欧州協定による輸入無税枠の設定はガット第 24 条が要求する「実質上のすべての貿易」の要件が充たされていない可能性が高いため、このような無税枠はガット第 24 条が許容する中間協定として正当化されず、ガット第 1 条（最恵国待遇）及び第 13 条（数量制限の無差別適用）に違反するものと思われる。また、このような問題はポーランド一国での事例にとどまらない。今後 EU の拡大に伴い、他の中東欧諸国等においても同様に

対外的障壁が高まったり、正当化されない MFN 例外が設けられる事例が生じることが懸念される。

なお、本問題については、1994 年 11 月のガット理事会において、インドがパネルの設置を要求し、同理事会においてパネルが設置された。さらに、1995 年 9 月、インドは WTO の下で改めてポーランドに対してガット第 23 条に基づく協議要請を行った。その後、1996 年 8 月、両国から相互に満足のいく解決（ポーランドが GSP 適用対象国向けに優遇税率による特別枠を設定）が得られた旨の通報があった。

<最近の動き>

我が国はポーランド政府に対して、日本産自動車と EU 域内産自動車との関税格差が拡大し 35 % となっている状況は問題であり、今後の日・ポー間の貿易、投資をはじめとした経済交流促進のためには、ポーランド側の努力により、早期に本問題を解決させる必要がある旨主張してきたが、改善は見られていない。尚、本件は予定通り 2004 年 5 月にポーランドが EU に加盟した際には解決されることが予想されるが、それまでは引き続き注視していくことが必要である。

(3) AD 措置の自動的拡大

<措置の概要>

EU は、2004 年 5 月に予定されている 10 ヶ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア、エストニア、リトアニア、ラトヴィア、キプロス、マルタ）の拡大に伴い、現在の EU 加盟国（15 カ国）において適用している措置を、新規加盟国（10 カ国）にも自動的に適用するとしている。

前回の 1995 年の EU の拡大の際、EU は、既存メンバーの 12 カ国が実施してきた AD 措置

を新規加盟 3 カ国（オーストリア、フィンランド、スウェーデン）においても自動的に適用した。そのため、我が国は、欧州委員会と交渉を行い、最終的には、要請があれば EU 全域を対象として AD 措置の簡易迅速なレビュー等を行うこととなり、交渉が終了した。

<国際ルール上の問題点>

関税同盟の加盟国の拡大に伴い、国内産業への損害の調査を新たに行うことなく、既存メンバーが実施してきた AD 措置を新規加盟国においても自動的に拡大することは、通商規則が従前より制限的なものであってはならないとする第 24 条 5 項の規定に反すると考えられる。また、AD 協定遵守の観点からも、AD 措置の対象範囲を広げる場合は、再度、AD 調査開始要件を満たしているかどうか、ダンピング及び国内産業への損害の有無、ダンピングと損害の因果関係等を再度十分に検証することが必要であり、これら手続きが一切なされないまま、自動的に AD 措置を拡大することは、AD 協定違反であるとする。

<最近の動き>

2003 年 7 月、10 月の 2 回にわたり、EU 拡大に関する日・EU 非公式協議が開催された。我が国は、現在 EU が一部の日本製品に対して課している AD 措置について、新規加盟国においても自動的に AD 措置を適用することは AD 協定に不整合である旨主張し、措置を見直すよう EU 側に申し入れた。

我が国としては、今後も EU と協議を継続し、見直しを行うよう働きかけを行っていく必要がある。